

I 本ガイドスの趣旨、目的、基本的考え方

1. 本ガイドスの趣旨

本ガイドスは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドス」(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省。以下「医療介護ガイドス」という。)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示6号。以下「通則ガイドライン」という。)を基礎とし、法第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる特定非営利活動法人 日本手技療法協会(以下「当協会」という)の会員である柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧事業者及び整体・カイロプラクティック・リラクゼーション事業者等(以下「手技療法事業者」という)が行う、個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すものです。したがって、本ガイドスは、当協会が手技療法事業者の施術やサービスを受ける人(以下「利用者」という)から個人情報の取扱いに関する苦情についての解決の申し出を受け、苦情の処理等を行うときの基準ともなるものです。

なお、使用する用語をはじめこの指針に記載されていない事項については、「医療介護ガイドス」及び「通則ガイドライン」に準拠するものとします。

また、当協会では、法における「個人情報取扱い事業者」に該当するか否かを問わず、法の理念に基づき、会員全員の取り扱う個人情報の保護を図ることを目的としています。会員各位におかれては、本ガイドスをご活用され、各位の状況に則した個人情報保護体制の構築を推進され、利用者の信頼をより一層高めていただきたくお願い申し上げます。

2. 本ガイドスの構成及び基本的考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければなりません。

医療介護ガイドスにおいて「医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから各医療機関等における積極的な取組が求められる」とされています。

当協会の会員である手技療法事業者においても、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、医療分野と同様に個人情報の適正な取扱いが求められる分野と考えられます。

このことを踏まえ、本ガイドスでは、法の趣旨を踏まえ手技療法事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、手技療法事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。)及び本ガイドスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。

具体的に、当協会の会員である手技療法事業者は、本ガイドスの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定に

より厳格に遵守することが求められます。また、【その他の事項】については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められます。

3. 本ガイドランスの対象となる「手技療法事業者」の範囲

本ガイドランスが対象としている手技療法事業者の範囲は、①柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号。）の規定により接骨院・整骨院等の事業を行うもの。②あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律（昭和22年12月20日法律217号。）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の事業を行うもの。③整体、カイロプラクティック、リラクゼーション等の事業を行うものであり、いずれについても、個人情報保護に関する他の法律や条例が適用されます。

なお、療養費の支払申請事務の業務など、手技療法事業者から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイドランスのⅢ4. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う手技療法事業者は、業務の委託に当たり、本ガイドランスの趣旨を理解し、本ガイドランスに沿った対応を行う事業者を委託先として選定するとともに委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要があります。

4. 本ガイドランスの対象となる「個人情報」の範囲

法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されています。本ガイドランスは、手技療法事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、手技療法関係の情報を対象とするものであり、また、施術録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当するものとします。

なお、当該利用者が死亡した後においても、手技療法事業者が当該利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとします。

5. 個人情報保護委員会の権限行使との関係

本ガイドランス中、【法の規定により遵守すべき事項等】に記載された内容のうち、手技療法事業者の義務とされている内容を個人情報取扱事業者としての義務を負う手技療法事業者が遵守しない場合、当協会は手技療法事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めます。個人情報保護委員会は、法第40条から第42条までの規定に基づき、「報告徴収」、「立入検査」、「指導・助言」、「勧告」及び「命令」を行うことがあります。

また、法第44条第1項の規定に基づき、法第40条第1項の規定による権限が個人情報保護委員会から事業所管大臣に委任された場合には、事業所管大臣が報告徴収及び立入検査を行うことがあります。

さらに、法第77条及び「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年12月10日政令第507号。以下「令」という。）第21条において、法第40条第1項に規定する個

個人情報保護委員会の権限が法第44条第1項の規定により事業所管大臣に委任された場合において、個人情報取扱事業者が行う事業であって事業所管大臣が所管するものについての報告徴収及び立入検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が、他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が法に基づく報告徴収及び立入検査に係る事務を行うことがあります。

6. 手技療法事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化

法第3条では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を慎重に扱うべきことが指摘されています。

手技療法事業者は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する明確かつ適正な規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められています。また、利用者等から当該本人の個人情報がどのように取り扱われているか等について知りたいという求めがあった場合は、当該規則に基づき、迅速に情報提供を行う等必要な措置を行うものといえます。

個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の内容としては、手技療法事業者が個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと及び関係法令及び本ガイダンス等を遵守すること等、個人情報の取扱いに関する規則においては、個人情報に係る安全管理措置の概要、本人等からの開示等の手続、第三者提供の取扱い、苦情への対応等について具体的に定めることが考えられます。

なお、利用目的等の公表は以下の目的で行います。

- ① 手技療法事業者で個人情報が利用される意義について利用者等の理解を得ること。
- ② 手技療法事業者において、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的に明らかにすること。

7. 責任体制の明確化と利用者窓口の設置等

手技療法事業者は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要があります。このため、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導性を有し、事業者の全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施できる体制を構築するものとします。

また、利用者等に対しては、受付時、利用開始時に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要がありますが、加えて、利用者等が疑問に感じた内容を、いつでも、気軽に問い合わせできる窓口機能等を確保することが重要です。また、利用者等の相談は、施術の内容とも関連している場合が多いことから、個人情報の取扱いに関し利用者等からの相談や苦情への対応等を行う窓口機能等を整備するとともに、その窓口がサービスの提供に関する相談機能とも有機的に連携した対応が行える体制とするなど、利用者等の立場に立った対応を行う必要があります。

なお、個人情報の利用目的の説明や窓口機能等の整備、開示の請求を受け付ける方法を定める場合等に当たっては、障害のある利用者等にも配慮する必要があります。

8. 他の法令等との関係

手技療法事業者は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針、医療介護ガイダンス、通則ガイドライン及び本ガイダンスに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等（刑法、関係資格法、等）の規定を遵守しなければなりません。

II 用語の定義等

1. 個人情報（法第2条第1項）

（定義）

法第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かを問いません。

また、例えば施術録には、利用者の負傷内容もあれば、それに対して施術者が行った施術内容も書かれています。これら全体が利用者個人に関する情報に当たるものであるが、あわせて、当該施術録を作成した施術者の側からみると、自分が行った施術内容を書いているものであるので、施術者個人に関する情報とも言うことができます。したがって、施術録等に記載されている情報の中には、利用者と施術者等双方の個人情報という二面性を持っている部分もあることに留意が必要であります。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となります。本ガイダンスは、手技療法事業者が保有する施術関係個人情報を対象とするものであり、施術録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当します。

2. 個人識別符号（法第2条第2項）

（定義）

法第二条

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号にいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

令第一条個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ロ～ト（略）

二～六（略）

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第二条個人情報保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第三条令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第一条第七号イに掲げる証明書同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

二 令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第四条令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

- 三 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
五～六（略）
- 七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第一条の七の加入者証の加入者番号
- 八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
- 九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号
- 十 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十五 地方公務員等共済組合法規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十六 地方公務員等共済組合法規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十七 地方公務員等共済組合法規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十八 地方公務員等共済組合法規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十九～二十（略）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。

具体的な内容は、令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、例えば、健康保険法に基づく被保険者証や高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号などが該当します。

したがって、当該記号、番号及び保険者番号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となります。

3. 要配慮個人情報（法第2条第3項）

(定義)

法第二条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

令第二条法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

規則第五条令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法第2条第3項、令第2条及び規則第5条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。なお、手技療法事業者において想定される要配慮個人情報に該当する情報とは、診療録等の診療記録に記載された病歴、負傷歴、利用者の身体状況、病状、施術等について、手技療法事業者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪により害を被った事実等

が挙げられます。

なお、要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要です。

4. 個人情報の匿名化

当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいいます。顔写真については、一般的には目の部分にマスキングすることで特定の個人を識別できないと考えられます。なお、必要な場合には、その人と関わりのない符号又は番号を付すこともあります。

このような処理を行っても、事業者内で施術関係個人情報を利用する場合は、事業者内で得られる他の情報や匿名化に際して付された符号又は番号と個人情報との対応表等と照合することで特定の利用者等が識別されることも考えられます。法においては、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」についても個人情報に含まれるものとされており、匿名化に当たっては、当該情報の利用目的や利用者等を勘案した処理を行う必要があり、あわせて、本人の同意を得るなどの対応も考慮する必要があります。

5. 匿名加工情報（法第2条第9項）

（定義）

法第二条

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

令第六条法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体

系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「匿名加工情報」とは、個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

個人情報から匿名加工情報を作成する場合には、規則で定める基準に従って加工する等一定の制限を受けることとなる。

匿名加工情報の加工基準及び匿名加工情報取扱事業者の定義等については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）を参照のこと。

6. 個人情報データベース等（法第2条第4項）、個人データ（法第2条第6項）、保有個人データ（法第2条第7項）

（定義）

法第二条

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

令第三条法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することが

できるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいいます。なお、個人情報データベース等に該当しないものとしては、市販の電話帳や住宅地図などが該当するが、詳細は「通則ガイドラインを参照されたい。

（定義）

法第二条

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（定義）

法第二条

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のものをいう。

令第四条法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

令第五条法第二条第七項の政令で定める期間は、六月とする。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいいます。ただし、①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるものは除きます。診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当します。

また、検査等の目的で、利用者から血液等の検体を採取した場合、それらは個人情報に該当し、利用目的の特定等（Ⅲ 1. 参照）、利用目的の通知等（Ⅲ 2. 参照）等の対象となることから、利用者の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて検体を取り扱ってはなりません。また、これらの検査結果については、診療録等と同様に検索可能な状態として保存されることから、個人データに該当し、第三者提供（Ⅲ 5 参照）や開示（Ⅲ 10. 参照）の対象となります。

7. 本人の同意

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいいます（当該本人であることを確認できていることが前提となります。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

【本人の同意を得ている事例】

事例 1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例 2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例 3) 本人からの同意する旨のメールの受信

事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例 5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例 6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。これは、法の基本となる OECD 8 原則のうち、利用制限の原則の考え方の現れであるが、医療機関等については、利用者に適切な医療サービスを提供する目的のために、当該医療機関等において、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、利用者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられます。（Ⅲ 5. (3) (4) 参照）

また、利用者が、意識不明ではないものの、本人の意思を明確に確認できない状態の場合については、意識の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとします。

なお、これらの場合において利用者の理解力、判断力などに応じて、可能な限り利用者・利用者本人に通知し、同意を得よう努めることが重要であります。

手技療法事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該手技療法事業者が当該情報を取得す

ることについて本人の同意があったものと解されます。（Ⅲ 3. 参照）

8. 家族等への説明

法においては、個人データを第三者提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としています。一方、状態によっては、施術を進めるに当たり、本人だけでなく家族等の同意を得る必要がある場合もあります。本人以外の者に施術内容の説明を行う場合は、本人に対し、あらかじめ施術内容の説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましいです。この際、本人から申出がある場合には、施術の実施等に支障の生じない範囲において、現実に利用者の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり、家族の特定の人を限定するなどの取扱いとすることができます。

一方、意識不明の利用者の負傷状況や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合は、本人の同意を得ずに第三者提供できる場合と考えられます（Ⅲ 5.（2）②参照）。この場合、手技療法事業者において、本人の家族等であることを確認した上で、施術等を行うに当たり必要な範囲で、情報提供を行うとともに、本人の過去の施術内容について情報の取得を行います。本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明するとともに、本人からの申出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正等、施術内容の説明を行う家族等の対象者の変更等を行います。

なお、利用者の判断能力に疑義がある場合は、意識不明の利用者と同様の対応を行うとともに、判断能力の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとします。

Ⅲ 手技療法事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（利用目的の特定）

法第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（1）利用目的の特定及び制限

手技療法事業者に対し施術を希望する利用者から個人情報を取得する場合、当該個人情報を利用者に対する施術・サービスなどで利用することは利用者にとって明らかと考えられます。

これら以外で個人情報を利用する場合は、利用者にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえません。この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければなりません。自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内掲示等）しなければなりません。（Ⅲ 2. 参照）

また、利用目的の範囲については、法第15条第2項に定める利用目的の変更を行うことができると考えられます。ただし、変更された利用目的については、本人へ通知又は公表しなければなりません。（Ⅲ 2. 参照）

（2）利用目的による制限の例外

手技療法事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第15条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません（法第16条第1項）、同条第3項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はありません。具体的な例としては以下のとおりです。

① 法令に基づく場合

柔道整復師法・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律に基づく立入・臨検検査、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合、一般に刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、地方税法第72条の63（個人の事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等においてもこれらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、手技療法事業者は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じます。

警察や検察等の捜査機関の行う刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会は、相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも第三者提供の制限の例外である個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当すると解されています。また、個別の犯罪捜査以外でも、例えば、災害発生時等に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合は、同法第23条第1項第4号の「国の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」で、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当すると考えられます。

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、人の同意を得ることが困難であるとき。

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。
- ・ 手技療法事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。
- ・ 手技療法事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。なお、本人の同意を得るために

個人情報を利用すること（同意を得るために利用者の連絡先を利用して電話をかける場合など）、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を行うことは差し支えありません。

- ・ 個人情報を取得する時点で、本人の同意があったにもかかわらず、その後、本人から利用目的の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱います。
- ・ 手技療法事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはなりません。
- ・ 利用目的の制限の例外（法第16条第3項）に該当する場合は、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができます。
- ・ （利用目的を変更する場合の取扱いについてはⅢ 2. を参照）

【その他の事項】

- ・ 利用目的の制限の例外に該当する「法令に基づく場合」等であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令等の趣旨をふまえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められます。
- ・ 利用者が未成年者等の場合、法定代理人等の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者等については、法定代理人等の同意にあわせて本人の同意を得ます。
- ・ 意識不明の利用者や重度の認知症の高齢者などで法定代理人がいない場合で、緊急に施術が必要な場合については、上記（2）②に該当し、当該本人の個人情報を取り扱うことができます。

2. 利用目的の通知等（法第18条）

（取得に際しての利用目的の通知等）

法第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければなりません。
- ・ 利用目的の公表方法としては、施術所内や事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要があります。
- ・ 手技療法事業者は、受付で利用者に保険証を提出してもらう場合や問診票の記入を求める場合など、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を施術所内掲示等により明示しなければなりません。ただし、利用者に対し、緊急の処置が必要な場合等は、この限りではありません。
- ・ 手技療法事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければなりません。
- ・ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しません。（「利用目的が明らか」な場合についてはⅢ 1.（1）を参照）

【その他の事項】

- ・ 利用目的が、本規定の例外である「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当する場合であっても、利用者等に利用目的をわかりやすく示す観点から、利用目的の公表に当たっては、当該利用目的についても併せて記載します。
- ・ 施術所内や事業所内等への掲示に当たっては、受付の近くに当該内容を説明した表示を行い、初回の利用者等に対しては、受付時や利用開始時において当該掲示についての注意を促します。
- ・ 初見時等における説明だけでは、個人情報について十分な理解ができない利用者も想定されることから、利用者が落ち着いた時期に改めて説明を行い、利用者が個人情報の利用目的を理解できるよう配慮します。
- ・ 利用者等の希望がある場合、詳細の説明や当該内容を記載した書面の交付を行います。

3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）

（適正な取得）

法第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

規則第六条 法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

二 外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者

令第七条法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二 法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（データ内容の正確性の確保等）

法第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはなりません。
- ・ 施術等のために必要な過去の施術歴等については、真に必要な範囲について、本人から直接取得するほか、第三者提供について本人の同意を得た者（Ⅲ 5.（3）により本人の黙示の同意が得られていると考えられる者を含む）から取得することを原則とします。

ただし、本人以外の家族等から取得することが施術・サービスの提供上やむを得ない場合はこの限りではありません。

- ・ 親の同意なく、十分な判断能力を有していない子どもから家族の個人情報を取得してはなりません。ただし、当該子どもの診療上、家族等の個人情報の取得が必要な場合で、当該家族等から個人情報を取得することが困難な場合はこの限りではありません。
- ・ 手技療法事業者は、施術・サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

【要配慮個人情報の取得時における本人の同意について】

手技療法事業者の施術所の受付等で施術を希望する利用者は、負傷の回復等を目的としています。一方、手技療法事業者は、利用者の負傷の回復等を目的として、より適切な施術が提供できるよう施術に取り組むとともに、接骨院等の療養費を取扱いすることができる施術所では、利用者から療養費受領委任等の依頼を受け保険者に請求代行を行う実務が生じます。良質で適正な施術の提供を受けるためには、また療養費の扶助を受けるためには、手技療法事業者が利用者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは必要不可欠であります。

このため、例えば、利用者が施術所の受付等で、問診票に利用者自身の身体状況や負傷部位などを記載し、保険証とともに受診を申し出るとは、利用者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を手技療法事業者に取得されることを前提としていると考えられるため、手技療法事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、利用者の当該行為をもって、手技療法事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されます。

また、手技療法事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第17条第2項及び第23条第1項の規定に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた手技療法事業者が、改めて本人から法第17条第2項の規定に基づく同意を得る必要はないものと解されます。

- ・ 要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、法第17条第2項各号に定める場合については、本人の同意を得る必要はありません。

(例)

- ・ 児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、手技療法事業者の関係機関が連携して対応するために、手技療法事業者において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続が行われた情報を取得する場合、法第17条第2項第3号に該当します。
- ・ 児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に係る情報を、児童相談所、警察、学校、病院等、手技療法事業者の関係機関が、他の関係機関から取得する場合、法第17条第2項第3号に該当します。

- ・ 手技療法事業者が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合、法第17条第2項第4号に該当します。
- ・ 身体の不自由な方が手技療法事業者を受診し、院内において情報共有するためにカルテ等に記録した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）、法第17条第2項第6号、令第7条第1項に該当します。
- ・ なお、要配慮個人情報を、法第23条第5項各号に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。

【法第17条第2項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第17条第2項第5号及び規則第6条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

- ・ 手技療法事業者は、適正な施術を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

【その他の事項】

第三者提供により他の手技療法事業者から個人情報を取得したとき、当該個人情報の内容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人又は情報の提供を行った者に確認をとります。

手技療法事業者は、個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、Ⅲ4.（2）②に示す委員会等において、具体的なルールを策定したり、技術水準向上のための研修の開催などを行うことが望ましいです。

4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）

（安全管理措置）

法第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業員の監督）

法第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

法第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（1）手技療法事業者が講ずるべき安全管理措置

①安全管理措置

手技療法事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的安全管理措置を講じなければなりません。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとします。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じます。

②従業員の監督

手技療法事業者は、①の安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければなりません。なお、「従業者」とは、資格者のみならず、当該事業者の指揮命令を受けて業務に従事する者全てを含むものであり、また、雇用関係のある者のみならず、理事、派遣労働者等も含むものです。

（2）安全管理措置として考えられる事項

手技療法事業者は、その取り扱う個人データの重要性にかんがみ、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の安全管理のため、その規模、従業者の様態等を勘案して、以下に示すような取組を参考に、必要な措置を行うものとします。

また、同一事業者が複数の施設を開設する場合、当該施設間の情報交換については第三者提供に該当しないが、各施設ごとに安全管理措置を講ずるなど、個人情報の利用目的を踏まえた個人情報の安全管理を行います。

①個人情報保護に関する規程の整備、公表

・ 手技療法事業者は、保有個人データの開示手順を定めた規程その他個人情報保護に関す

る規程を整備し、苦情への対応を行う体制も含めて、施術所内や事業所内等への掲示やホームページへの掲載を行うなど、利用者等に対して周知徹底を図ります。

- ・ また、個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等についても同様に整備を行います。

②個人情報保護推進のための組織体制等の整備

- ・ 従業者の責任体制の明確化を図り、具体的な取組を進めるため、施術における個人情報保護に関し十分な知識を有する管理者、個人データの取り扱いにおける作業責任者、監督者等を定める必要があります。
- ・ 手技療法事業者で行っている個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行うべき事項について適切な改善を行うため、監査責任者を設置し監査実施体制を整えます。
- ・ 監査実施に際し望まれる事項として、監査計画の立案と計画に基づく監査（内部監査又は外部監査）の実施、監査実施結果の取りまとめと代表者への報告、監査責任者から受ける監査報告、個人データに対する社会通念の変化及び情報技術の進歩に応じた定期的な安全管理措置の見直し及び改善等があげられます。

③個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

- ・ 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、
2) 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合における責任者等への報告連絡体制の整備を行うと同時に当協会への報告を実施しなければなりません。
- ・ 個人データの漏えい等の情報は、苦情等の一環として、外部から報告される場合も想定されることから、苦情への対応を行う体制との連携も図ることが必要です。（Ⅲ 1 3. 参照）

④雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備

- ・ 雇用契約や就業規則において、就業期間中はもちろん退職後も含めた守秘義務を課すなど従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）及び取締役、執行役、理事、監査役、監事の個人情報保護に関する規程を整備（具体的には雇用契約時に機密保持誓約書等を締結するなど）し、徹底を図ります。なお、特に、手技療法事業者の従業者については、刑法、柔道整復師法第17条の2、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2に基づく指定基準により守秘義務規定等が設けられておりその遵守を徹底することが必要です。また、国家資格を必要としない事業を行っている手技療法事業者における従業員、及び取締役、執行役、理事、監査役、監事に関しても国家資格者同等の守秘義務規定を遵守させることが必要です。

⑤従業者に対する教育研修の実施

- ・ 取り扱う個人データの適切な保護が確保されるよう、従業者に対する教育研修の実施等

により、個人データを実際の業務で取り扱うこととなる従業員の啓発を図り、従業員の個人情報保護意識を徹底します。

- ・ この際、派遣労働者についても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）において、「必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、個人情報の取扱いに係る教育研修の実施に配慮する必要があります。

⑥物理的安全管理措置

- ・ 個人データの盗難・紛失等を防止するため、以下のような物理的安全管理措置を行います。
 - －入退館（室）管理の実施
（最初入館者と最終退館者の記録を残すことの実施）
 - －盗難等に対する予防対策の実施
（個人データを記録している書類、媒体等の施錠保管等の実施）
 - －機器、装置等の固定など物理的な保護
（個人データを記録している機器等の盗難や破壊等からの保護の実施）
- ・ 不正な操作を防ぐため、業務上の必要性に基づき、以下のように、個人データを取り扱う端末に付与する機能を限定する。
 - －スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

⑦技術的安全管理措置

- ・ 個人データの盗難・紛失等を防止するため、個人データを取り扱う情報システムについて以下のような技術的安全管理措置を行います。
 - －個人データに対するアクセス管理
（個人データにアクセスできる人間を限定する等の措置）
 - －個人データへのアクセス制御
（個人データへのアクセス権限を管理者が設定する等の措置）
 - －個人データへのアクセスにおける識別と認証
（個人データへのアクセスとIDやパスワードで認証する等の措置）
 - －個人データに対するアクセス記録の保存
（個人データが保存されているPCの操作記録等の措置）
 - －個人データに対するウイルス対策の設置
（ウイルス対策ソフト導入等の措置）
 - －個人データの移送・送信時の対策
（メール等で個人情報を送信する際の暗号化等の措置）

⑧個人データの保存

- ・ 個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化防止など個人データが

消失しないよう適切に保存します。

- ・ 個人データの保存に当たっては、本人からの照会等に対応する場合など必要なときに迅速に対応できるよう、インデックスの整備など検索可能な状態で保存しておきます。

⑨不要となった個人データの廃棄、消去

- ・ 不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な形にして廃棄します。
- ・ 個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な形に消去して廃棄します。
- ・ これらの廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定めます。

(3) 業務を委託する場合の取扱い

①委託先の監督

手技療法事業者は、療養費の請求に係る事務等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要かつ適切な監督をしなければなりません。

「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である事業者が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなども含まれます。

また、業務が再委託された場合で、再委託先が不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、手技療法事業者や再委託した事業者が責めを負うこともあり得ます。

②業務を委託する場合の留意事項

手技療法事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、以下の事項に留意する必要があります。

- ・ 個人情報適切に取り扱っている事業者を委託先（受託者）として選定する（受託者の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、Ⅲ4.(2)の項目が、委託する業務内容に応じて確実に実施されることについて、受託者の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴き、又はこれに代わる合理的な方法により確認を行った上で、個人情報保護に関する管理者、監督者等が、適切に評価することが望ましい。）。
- ・ 契約において、個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込む（委託期間中のほか、委託終了後の個人データの取扱いも含む。）。
- ・ 受託者が、委託を受けた業務の一部を再委託することを予定している場合は、再委託を受ける事業者の選定において個人情報を適切に取り扱っている事業者が選定されるとともに、再委託先事業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう契約において配慮する（再委託の可否及び手技療法事業者への文書による事前報告又は承認手続を求める等の事項を定めることが望ましい。）。

- ・ 受託者が個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認する。
- ・ 受託者が再委託を行おうとする場合は、手技療法事業者は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、受託者に事前報告又は承認手続を求め、直接又は受託者を通じて定期的に監査を実施すること等により、受託者が再委託先に対して法第22条に基づく委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。
- ・ 受託者における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合（利用者等からの申出があり、確認が必要と考えられる場合を含む。）には、受託者に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置をとる。

（４）レセプトコンピュータシステムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の取扱い

手技療法事業者において、レセプトコンピュータシステムを導入したり、施術情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号）によることとし、各施術所等において運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとします。

（５）個人データの漏えい等の問題が発生した場合における二次被害の防止等

手技療法事業者において、個人データの漏えい等の問題が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づき、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止、②事実関係の調査及び原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討及び実施、⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等、⑥事実関係及び再発防止策等の公表の必要な措置を講ずることが望ましい。

また、漏えい等事案が発覚した場合には、その事実関係及び再発防止策等について、当協会に対し、速やかに報告するよう努めるものとします。

（６）その他

受付での呼び出しや、病室における利用者の名札の掲示などについては、利用者の取り違い防止など業務を適切に実施する上で必要と考えられるが、医療におけるプライバシー保護の重要性に鑑み、利用者の希望に応じて一定の配慮をすることが望ましいです。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。
- ・ 手技療法事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人デ

一々の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

- ・ 手技療法事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

【その他の事項】

- ・ 手技療法事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者に事業者内の対応を確認させるほか、必要に応じて外部の知見を有する者による確認を受けることで、改善を図ることが望ましい。

5. 個人データの第三者提供（法第23条）

（第三者提供の制限）

法第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することによって当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、

利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1) 第三者提供の取扱い

手技療法事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、本人の同意を得る必要があります。

(例)

・ 民間保険会社からの照会

利用者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から利用者の健康状態等について照会があった場合、利用者の同意を得ずに利用者の現在の健康状態や既往歴等を回答してはなりません。

交通事故によるけがの治療を行っている利用者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、利用者の同意を得ずに利用者の症状等を回答してはなりません。

・ 職場からの照会

職場の上司等から、社員の病状に関する問合せがあったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問合せがあった場合、利用者の同意を得ずに利用者の病状や回復の見込み等を回答してはなりません。

・ 学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問合せがあったり、休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問合せがあった場合、利用者の同意を得ずに利用者の健康状態や回復の見込み等を回答してはなりません。

・ マーケティング等を目的とする会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の利用者の存在の有無について照会された場合や要件に該当する利用者を紹介して欲しい旨の依頼があった場合、利用者の同意を得ずに利用者の有無や該当する利用者の氏名・住所等を回答してはなりません。

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はありません。

①法令に基づく場合

柔道整復師法・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律に基づく立入・臨検検査、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて

個人情報を利用する場合。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(例)

- ・ 意識不明で身元不明の利用者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・ 意識不明の利用者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合
- ・ 大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問合せに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

※なお、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続を経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれるものです。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(例)

- ・ 児童虐待事例についての関係機関との情報交換

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(例)

- ・ 統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
- ・ 災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合

(3) 本人の同意が得られていると考えられる場合

施術所の受付等で施術を希望する利用者は、負傷の回復等を目的としています。一方、手技療法事業者は、利用者の負傷の回復等を目的として、より適切な施術が提供できるよう取り組むとともに、必要に応じて他の施術者と連携を図ったり、当該負傷を専門とする他の医療機関の医師等に指導、助言等を求めることも日常的に行われています。

また、その費用を公的医療保険に請求する場合等、利用者の負傷の回復等そのものが目的ではないが、医療の提供には必要な利用目的として提供する場合があります。このため、第三者への情報の提供のうち、利用者の負傷の回復等を含めた利用者への施術の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として施術所内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられます。

なお、傷病の内容によっては、利用者の施術の回復等を目的とした場合であっても、個人

データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求めがある場合も考えられ、その場合、手技療法事業者は、本人の意思に応じた対応を行う必要があります。

①利用者への施術の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、施術所内掲示等で公表しておくことによりあらかじめ黙示の同意を得る場合

施術所の受付等で、施術を希望する利用者から個人情報を取得した場合、それらが利用者自身の施術サービスの提供のために利用されることは明らかであります。このため、施術所内掲示等により公表して、利用者に提供する施術サービスに関する利用目的について利用者から明示的に留保の意思表示がなければ、利用者の黙示による同意があったものと考えられます。（Ⅲ 2. 参照）また、

(ア) 利用者への施術の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること

(イ) 利用者への施術の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること

(ウ) 利用者への施術の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合これに応じること

(エ) 利用者への施術の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと

等が利用目的として特定され施術所内掲示等により公表されている場合は、これらについても利用者の同意があったものと考えられます。

②この場合であっても、黙示の同意があったと考えられる範囲は、利用者のための施術サービスの提供に必要な利用の範囲であります。

なお、施術所内掲示等においては、

(ア) 利用者は、手技療法事業者が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう手技療法事業者に求めることができます。

(イ) 利用者が、(ア)の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について利用者の同意が得られたものとする。

(ウ) 同意及び留保は、その後、利用者からの申出により、いつでも変更することが可能であること。

をあわせて掲示するものとします。

※上記①の(ア)～(エ)の具体例

(例)

・ 他の医療機関宛に発行した紹介状等を本人が持参する場合

医療機関等において他の医療機関等への紹介状、処方せん等を発行し、当該書面を本人が他の医療機関等に持参した場合、当該第三者提供については、本人の同意があったものと考えられ、当該書面の内容に関し、医療機関等との間での情報交換を行うことについて同意が得られたものと考えられます。

・ 他の医療機関等からの照会に回答する場合

診療所Aを過去に受診したことのある利用者が、病院Bにおいて現に受診中の場合で、

病院Bから診療所Aに対し過去の診察結果等について照会があった場合、病院Bの担当医師等が受診中の利用者から同意を得ていることが確認できれば、診療所Aは自らが保有する診療情報の病院Bへの提供について、利用者の同意が得られたものと考えられます。

- ・ 家族等への病状説明

病態等について、本人と家族等に対し同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意が得られたものと考えられます。

同様に、児童・生徒の治療に教職員が付き添ってきた場合についても、児童・生徒本人が教職員の同席を拒まないのであれば、本人と教職員を同席させて、治療内容等について説明を行うことができると考えられます。

(4) 「第三者」に該当しない場合

①他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第23条第5項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができます。

- ・ 外部監査機関への情報提供（指導監査委員会（地方厚生（支）局に設置）等）
- ・ 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

②同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

同一事業者内で情報提供する場合は、当該個人データを第三者に提供したことはないため、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができます。

- ・ 同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ・ 当該事業者の職員を対象とした研修での利用（ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか（Ⅲ 1. 参照）、個人が特定されないよう匿名化する必要がある（Ⅱ 4. 参照））
- ・ 当該事業者内で経営分析を行うための情報の交換

(5) その他留意事項

他の事業者への情報提供に関する留意事項

第三者提供を行う場合のほか、他の事業者への情報提供であっても、①法令に基づく場合など第三者提供の例外に該当する場合、②「第三者」に該当しない場合、③個人が特定されないように匿名化して情報提供する場合などにおいては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供の上で必要とされていない事項についてまで他の事業者提供することがないようにすべきです。特に、施術事故等に関する情報提供に当たっては、

利用者及び家族等の意思を踏まえ、報告において氏名等が必要とされる場合を除き匿名化（Ⅱ 4. 参照）を行います。また、施術事故発生直後にマスコミへの公表を行う場合等については、匿名化する場合であっても本人又は家族等の同意を得るよう努めるものとします。

【法の規定により遵守すべき事項等】

手技療法事業者においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません。なお、（2）の本人の同意を得る必要がない場合に該当する場合には、本人の同意を得る必要はありません。

個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人データの取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱うものとします。

【その他の事項】

第三者提供に該当しない情報提供が行われる場合であっても、施術所内や事業所内等への掲示、ホームページ等により情報提供先をできるだけ明らかにするとともに、利用者等からの問い合わせがあった場合に回答できる体制を確保します。

例えば、業務委託の場合、当該手技療法事業者において委託している業務の内容、委託先事業者、委託先事業者との間での個人情報の取扱いに関する取り決めの内容等について公開することが考えられます。

6. 外国にある第三者への提供の制限（法第24条）

詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）を参照のこと。

（外国にある第三者への提供の制限）

法第二十四条個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

規則第十一条法第二十四条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者が、法第24条の規定に基づき、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第23条第1項各号（※）に定める場合を除き、外国にある第三者へ提供することについて本人の同意を得なければなりません。
- ・ ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、国内と同様に法第23条第1項柱書の規定に基づく本人同意による第三者提供、又は同条第5項に基づく委託、共同利用による提供が可能である。
 - ① 外国にある第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定める国にある場合
 - ② 外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

（※）法第23条第1項各号

- ・ 法令に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係）
- ・ 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を

得ることが困難である場合（第2号関係）

- ・ 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第3号関係）
- ・ 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第4号関係）

・ 外国にある第三者に対する個人データの提供が、法第23条に規定する方法のいずれにより行われるかによって、法第24条の適用が決まる。

(1) 本人の同意に基づき提供する方法（法第23条第1項柱書）

手技療法事業者において「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」が得られている場合には、外国にある第三者への提供が可能である。他方、手技療法事業者において「第三者提供を認める旨の本人の同意」が得られている場合で、かつ、①又は②に該当するときは、日本国内と同等の個人情報保護レベルが担保できているため、外国にある第三者への提供が可能である。

(2) 委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法（法第23条第5項各号）「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」が得られている場合、又は、①又は②に該当する場合は、外国にある第三者に対し、委託、事業承継、共同利用に伴って個人データを提供することができる。

(3) 法第23条第1項各号に掲げる場合により提供する方法

法第23条第1項各号に掲げる場合で、外国にある第三者へ個人データを提供する際には、本人の同意を得る必要はない。

・ 上記②個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、規則第11条に規定されている。

・ 「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。

(例)

- ・ 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合
提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等

・ 契約等に法第4章第1節に関する全ての事項を規定しなければならないものではなく、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていればよい。なお、典型的な事例として日本にある事業者が、外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある事業者が講ずべき措置の具体例を示

すこととする。

- ・ 利用目的の特定（法第 15 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。
- ・ 利用目的による制限（法第 16 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。
- ・ 適正な取得（法第 17 条第 1 項の趣旨に沿った措置）
（例）外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。
- ・ 取得に際しての利用目的の通知（法第 18 条の趣旨に沿った措置）
（例）日本にある事業者から利用者に対して利用目的の通知等をする。（利用目的の範囲を示し、院内掲示等での公表で差し支えない）
- ・ データ内容の正確性の確保等（法第 19 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約によりデータ内容の正確性の確保等について規定するか、又は、データ内容の正確性の確保等に係る責任を個人データの提供元たる事業者が負うこととする。
- ・ 安全管理措置（法第 20 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約により外国にある事業者が安全管理措置を講ずる旨を規定する。
- ・ 従業員の監督（法第 21 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約により外国にある事業者の従業員の監督に係る措置を規定する。
- ・ 委託先の監督（法第 22 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約により外国にある事業者の再委託先の監督に係る措置を規定する。
- ・ 第三者提供の制限（法第 23 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。
- ・ 外国にある第三者への提供の制限（法第 24 条の趣旨に沿った措置）
（例）委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。
- ・ 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が保有個人データに関する事項の公表等に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 開示（法第 28 条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が開示に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 訂正等（法第 29 条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が訂正等に係る義務を履行することについて明確に

する。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

- ・ 利用停止等（法第30条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が利用停止等に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 理由の説明（法第31条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が理由の説明に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 開示等の請求等に応じる手続（法第32条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が開示等の請求等に応じる手続を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 手数料（法第33条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が手数料に係る措置を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。
- ・ 個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第35条の趣旨に沿った措置）
（例）提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が法第35条に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

7. 第三者提供に係る記録の作成等（法第25条）

詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）を参照のこと。

（第三者提供に係る記録の作成等）

法第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければなりません。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（略）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければなりません。

（第三者提供に係る記録の作成）

規則第十二条法第二十五条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者（略）に提供した都度、速やかに作成しなければなりません。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（略）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができます。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供に係る記録事項）

規則第十三条法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

二 法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第25条第1項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第1項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

規則第十四条 法第二十五条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十二条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十二条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

（1）記録義務が適用されない場合

以下の場合には記録義務が適用されない。

①第三者が法第2条第5項各号に掲げる者である場合

以下の1）から4）までに掲げる者との間で個人データの授受を行う場合、記録義務は適用されない。

1）国の機関（法第2条第5項第1号関係）

2）地方公共団体（法第2条第5項第1号関係）

3）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）（法第2条第5項第3号関係）

4）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（法第2条第5項第4号関係）

②法第23条第1項各号に該当する場合（Ⅲ5.（2）参照）

個人データが転々流通することは想定されにくいことに鑑み、記録義務は適用されない。

1）法令に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係）

（例）

・審査支払機関へのレセプトの提出

2）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第2号関係）

3）公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第3号関係）

4）国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場

合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第4号関係）

③法第23条第5項各号に該当する場合（Ⅲ5.（4）参照）

「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、記録義務は適用されない。

1）個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（法第23条第5項第1号関係）

（例）

- ・ 保険事務の委託
- ・ 管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

2）合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（法第23条第5項第2号関係）

3）特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（法第23条第5項第2号関係）

④本人に代わって提供している場合

手技療法事業者が利用者本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。

したがって、この場合の第三者提供については、記録義務は適用されない。

（例）

手技療法事業者が利用者等に提供する施術サービスのうち、

- ・ 利用者の施術等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 施術賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

⑤本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合

本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合、本人側に対する提供とみなし、記録義務は適用されない。

（例）

- ・ 家族等への負傷状況の説明

【法の規定により遵守すべき事項等】

（2）記録義務の適用

(1)に記載したいずれの場合にも該当しない場合で、手技療法事業者が個人データを第三者に提供したときは、法令に定める記録の作成及びその記録を保存しなければなりません。

①記録を作成する方法など

1) 記録を作成する媒体

手技療法事業者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければなりません。

2) 記録を作成する方法

手技療法事業者は、原則として、個人データの授受の都度、速やかに記録を作成しなければなりません。

3) 一括して記録を作成する方法

一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。

4) 契約書等の代替手段による方法

手技療法事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、その契約の履行に伴って、契約の相手方を本人とする個人データを手技療法事業者から第三者に提供する場合は、その提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であるから当該契約書その他の書面をもって記録とすることができます。

5) 代行により記録を作成する方法

提供者、受領者のいずれも記録の作成方法、保存期間は同一であることに鑑みて受領者は提供者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができます(提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要があります。)。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自ら記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければなりません。

②記録事項

1) 提供者の記録事項

手技療法事業者が、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合は、次の項目を記録しなければなりません。

- ・ 本人同意を得ている旨
- ・ 第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定できる事項
- ・ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項

項

- ・ 個人データの項目

③記録事項の省略

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はない。既に「7. (2) 記録義務の適用」に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

④保存期間

手技療法事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければなりません。保存期間は記録の作成方法によって異なるので留意が必要です。

記録の作成方法の別	保存期間
契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上記以外の場合	3年

8. 第三者提供を受ける際の確認等（法第26条）

詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）を参照のこと。

（第三者提供を受ける際の確認等）

法第二十六条個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければなりません。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければなりません。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認）

規則第十五条法第二十六条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

規則第十六条法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十六条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければなりません。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該

本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

規則第十七条法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十三条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第二十六条第一項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第二十三条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた場合次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合第一号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

規則第十八条法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合三年

(1) 確認・記録義務が適用されない場合

7. 第三者提供に係る記録の作成等(法第25条)の場合と同様、①第三者が法第2条第5項各号に掲げる者である場合、②法第23条第1項各号に該当する場合(Ⅲ5.(2)参照)、③法第23条第5項各号に該当する場合(Ⅲ5.(4)参照)、④本人に代わって提供された個人データを受け、⑤本人と一体と評価できる関係にある者に該当する場合は、確認・記録義務は適用されない。なお、具体的事例は、7.(1)を参照のこと。

加えて、以下の場合においても確認・記録義務は適用されない。

⑥受領者にとって個人データに該当しない場合

提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、確認・記録義務は適用されません。

⑦受領者にとって個人情報に該当しない場合

次の事例のように、提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとっては「個人情報」に該当しない（当然に個人データにも該当しない。）情報を受領した場合は、確認・記録義務は適用されません。

【受領者にとって個人情報に該当しない事例】

（例）

- ・ 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合
- ・ 提供者で管理しているID番号のみが付されたデータの提供を受けた場合

【法の規定により遵守すべき事項等】

（２）確認義務の適用

手技療法事業者は第三者から個人データの提供を受ける際は、当該第三者に対して、次のとおり確認を行わなければなりません。

①確認方法

- 1) 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 第三者による個人データの取得の経緯
- 3) 法の遵守状況【その他の事項】

手技療法事業者が、他の事業者から個人データの提供を受ける際には、当該事業者の法の遵守状況（例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表、オプトアウトによる第三者提供により個人データの提供を受ける際には当該事業者の届出事項が個人情報保護委員会により公表されている旨など）についても確認することが望ましい。

②既に確認を行った第三者に対する確認方法

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に「①確認方法」に規定する方法により確認を行い、「8.（３）記録義務」に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができます。

（３）記録義務の適用

また、手技療法事業者は、第三者から個人データの提供を受けたときは法令に定める記録を

作成し、かつ、その記録を保存しなければなりません。

①記録を作成する方法など

1) 記録を作成する媒体

手技療法事業者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければなりません。

2) 記録を作成する方法

手技療法事業者は、原則として、個人データの授受の都度、速やかに記録を作成しなければなりません。

3) 一括して記録を作成する方法

一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。

4) 契約書等の代替手段による方法

手技療法事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、その契約の履行に伴って、契約の相手方を本人とする個人データを第三者から提供を受ける場合は、その提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であるから当該契約書その他の書面をもって記録とすることができます。

5) 代行により記録を作成する方法

提供者、受領者のいずれも記録の作成方法、保存期間は同一であることに鑑みて提供者は受領者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自ら記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければなりません。

②記録事項

1) 受領者の記録事項

手技療法事業者が、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を受ける場合は、次の項目を記録しなければなりません。

- ・ 本人同意を得ている旨
- ・ 第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 第三者による当該個人データの取得の経緯
- ・ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ・ 個人データの項目

③記録事項の省略

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はない。既に「8. (3) 記録義務の適用」に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

④保存期間

手技療法事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければなりません。保存期間は記録の作成方法によって異なるので留意が必要である。

記録の作成方法の別	保存期間
契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上記以外の場合	3年

9. 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

法第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

令第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、保有個人データに関し、(ア)当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、(イ)全ての保有個人データの利用目的（法第18条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く）、(ウ)保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、(エ)苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければなりません。
- ・ 手技療法事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第18条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければなりません。
- ・ 手技療法事業者は、利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞

なく、その旨を通知しなければなりません。

- ・ 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行います。

【その他の事項】

- ・ 手技療法事業者は、保有個人データについて、その利用目的、開示、訂正、利用停止等の手続の方法及び利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、苦情の申出先等について、少なくとも施術所内や事業所内等への掲示、さらにホームページ等によりできるだけ明らかにするとともに、利用者等からの要望により書面を交付したり、問い合わせがあった場合に具体的内容について回答できる体制を確保します。

10. 本人からの請求による保有個人データの開示（法第28条）

（開示）

法第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

令第九条 法第二十八条第二項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

（1）開示の原則

手技療法事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければなりません。

（2）開示の例外

開示することで、法第28条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。

（例）

- ・ 患者・利用者の状況等について、家族や患者・利用者の関係者が医療・介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者・利用者自身に当該情報を提供することにより、患者・利用者と家族や患者・利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
- ・ 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に

重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければなりません。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとします。ただし、開示することにより、法第28条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。
- ・ II 1. に記したとおり、例えば施術録の情報の中には、利用者の保有個人データであって、当該施術録を作成した施術者の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそも施術録全体が利用者の保有個人データであることから、利用者本人から開示の請求がある場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできません。ただし、法第28条第2項の各号のいずれかに該当する場合には、法に従い、その全部又は一部を開示しないことができます。
- ・ 開示の方法は、書面の交付又は請求を行った者が同意した方法によります。
- ・ 手技療法事業者は、請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければなりません（III 1 3. 参照）。
- ・ 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとします。

【その他の事項】

- ・ 法定代理人等、開示の請求を行い得る者から開示の請求があった場合、原則として利用者本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとします。
- ・ 手技療法事業者は、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨決定した場合、本人に対するその理由の説明に当たっては、文書により示すことを基本とします。また、苦情への対応を行う体制についても併せて説明することが望ましいです。

11. 訂正及び利用停止（法第29条、第30条）

（訂正等）

法第二十九条 本人は個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

法第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、法第29条第2項又は第30条第2項若しくは第4項の規定に基づき、本人から、保有個人データの訂正等、利用停止等、第三者への提供の停止を請求を受けた場合で、それらの請求が適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければなりません。
- ・ ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止については、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- ・ なお、以下の場合については、これらの措置を行う必要はありません。
 - ①訂正等の請求があった場合であっても、(7)利用目的から見て訂正等が必要でない場合、(イ)誤りである指摘が正しくない場合又は(ウ)訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
 - ②利用停止等、第三者への提供の停止の求めがあった場合であっても、手続違反等の指摘が正しくない場合
- ・ 手技療法事業者は、上記の措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければなりません（Ⅲ13. 参照）。

【その他の事項】

- ・ 手技療法事業者は、訂正等、利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた保有個人データの全部又は一部について、これらの措置を行わない旨決定した場合、本人に対するその理由の説明に当たっては、文書により示すことを基本とします。その際は、苦情への対応を行う体制についても併せて説明することが望ましいです。
- ・ 保有個人データの訂正等に当たっては、訂正した者、内容、日時等が分かるように行われなければなりません。
- ・ 保有個人データの字句などを不当に変える改ざんは、行ってはなりません。

12. 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第32条、第33条）

（開示等の請求等に応じる手続）

法第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

法第二十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（開示等の求めを受け付ける方法）

令第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

（開示等の請求等を行うことができる代理人）

令第十一条 法第条第三項の規定により開示等の求めを行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

(1) 開示等を行う情報の特定

手技療法事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるが、この場合には、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければなりません。

また、保有個人データの開示等については、本人の請求等により、保有個人データの全体又は一部が対象となるが、当該本人の保有個人データが多岐にわたる、データ量が膨大であるなど、全体の開示等が困難又は非効率な場合、手技療法事業者は、本人が開示等の請求等を行う情報の範囲を特定するのに参考となる情報（過去の施術の状況、負傷箇所の変化等）を提供するなど、本人の利便を考慮した支援を行うものとします。

(2) 代理人による開示等の請求等

保有個人データの開示等については、本人のほか、①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人により行うことができます。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 手技療法事業者は、保有個人データの開示等の請求等に関し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、以下の事項について、その請求を受け付ける方法を定めることができます。

(ア) 開示等の請求等の受付先

(イ) 開示等の請求等の際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの受付方法

(ロ) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

(ハ) 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

- ・ 手技療法事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができますが、この場合には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をするができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければなりません。
- ・ 保有個人データの開示等の請求等は、本人のほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、当該求めをすることにつき本人が委任した代理人によってすることができます。
- ・ 手技療法事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を請求されたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、その際には実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければなりません。

【その他の事項】

- ・ 手技療法事業者は、以下の点に留意しつつ、保有個人データの開示等の手続を定めることが望ましいです。
－開示等の請求等の方法は書面によることが望ましいが、利用者等の自由な請求を阻害し

ないため、開示等を求める理由を要求することは不適切であります。

－開示等を請求する者が本人（又はその代理人）であることを確認します。

－開示等の請求があった場合、施術者等の担当スタッフの意見を聴いた上で、速やかに保有個人データの開示等をするか否か等を決定し、これを開示の請求を行った者に通知します。

－保有個人データの開示に当たり、法第28条第2項各号に該当する可能性がある場合には、開示の可否について検討した上で、速やかに開示の可否を決定することが望ましいです。

－保有個人データの開示を行う場合には、日常の施術サービス提供への影響等も考慮し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲で、日時、場所、方法等を指定することができます。

- ・ 代理人等、開示の請求等を行い得る者から開示の請求等があった場合、原則として利用者本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、開示の求めを行った者に対して開示を行うものとします。
- ・ 代理人等からの求めがあった場合で、①本人による具体的意思を把握できない包括的な委任に基づく請求、②開示等の請求が行われる相当以前に行われた委任に基づく請求が行われた場合には、本人への説明に際し、開示の請求等を行った者及び開示する保有個人データの内容について十分説明し、本人の意思を確認するとともに代理人の請求の適正性、開示の範囲等について本人の意思を踏まえた対応を行うものとします。

13. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第31条、第34条～第35条）

（理由の説明）

法第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（事前の請求）

法第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

法第三十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

手技療法事業者は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、又は本人から請求された開示、訂正等、利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

手技療法事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。また、手技療法事業者は、苦情の適切かつ迅速な対応を行うにあたり、苦情への対応を行う窓口機能等の整備や苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。

【その他の事項】

手技療法事業者は、本人に対して理由を説明する際には、文書により示すことを基本とします。その際は、苦情への対応を行う体制についても併せて説明することが望ましいです。

手技療法事業者は、利用者等からの苦情対応にあたり、施術者等の担当スタッフ以外の職員による相談体制を確保するなど、利用者等が相談を行いやすい環境の整備に努めます。

手技療法事業者は、当該施設における利用者等からの苦情への対応を行う体制等について施術所内や事業所内等への掲示やホームページへの掲載等を行うことで利用者等に対して周

知を図るよう努めます。

IV ガイダンスの見直し等

1. 必要に応じた見直し

個人情報保護に関する考え方は、社会情勢や国民の意識の変化に対応して変化していくものと考えられます。このため、法及び本ガイダンスや「医療介護ガイダンス」「通則ガイドライン」の運用状況等も踏まえながら、本ガイダンスについても必要に応じ検討及び見直しを行うものとします。

V 施行日

1. 本ガイダンスの施行日

本ガイダンスの施行日は平成 年 月 日とします。